

幼児教育の無償化に関するFAQ（2018年9月26日版）

※ このFAQは、2018年9月26日現在の状況における回答であり、自治体担当者から住民へ説明される際の参考として作成したものである。今後の検討状況により、変更がありうる旨、ご了承いただきたい。

（無償化の対象範囲）

1 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）は無償化の対象になりますか。

地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度における給付であり、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園と同様（※）に、利用料が無償化の対象となります。

（※）3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償。

0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償。

2 企業主導型保育事業は無償化の対象になりますか。

3歳から5歳までの全ての子どもたちと、0歳から2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担相当分が無償化の対象となります。

なお、企業主導型保育事業の無償化は、子ども・子育て拠出金（事業主拠出金）によって行われます。

（※）利用者負担相当分とは、企業主導型保育事業における標準的な利用料として補助要綱において示している額のことであり、平成30年度における額は、0歳：月額37,100円、1歳・2歳：月額37,000円、3歳：月額31,100円、4歳以上：月額27,600円となります。

3 保育の必要性の認定の対象とはならない場合（例：専業主婦家庭等）、どのような施設の利用が無償化の対象になりますか。

3歳から5歳までの子供について、幼稚園、認定こども園（4時間相当分）は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償化の対象ではありません。

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）も無償化の対象となります。

4 保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても無償化の対象になりますか。

認可外保育施設等の無償化の対象は、保育の必要性があると認定された場合であって「認可保育所や認定こども園を利用できていない者」とされており、無償化の対象とはなりません。

5 延長保育を利用した際に、その利用料は無償化の対象になりますか。

認可保育所や認定こども園を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。

6 病児保育を利用した際に、その利用料は無償化の対象になりますか。

認可保育所や認定こども園を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も病児保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。

認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、無償で病児保育を利用することができます。

7 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

両方とも無償化の対象となります。

8 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。

これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円））とする方向で検討を進めています。

9 保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか。

無償化の対象とはなりません。なお、食材料費については、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、この点についても検討を進めています。

10 幼稚園の預かり保育が無償化の対象となるためには、認可保育所等へ入園申込みを行い入園できなかったことが要件となるのですか。また、2号認定の取得が要件となるのですか。

幼稚園の預かり保育については、保育の必要性があると認定されることが必要ですが、認可保育所等へ入園申込みを行い入園できなかったことは要件としない方向で検討しています。

また、保育の必要性の認定にあたっては、要件は2号認定と同一の内容とすることを基本としつつ、利用調整の対象とはしない新たな仕組み（2号認定とは別の認定）とする方向で検討しています。

1 1 幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は無償化の対象となるのですか。

保育の必要性のある子どもが幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園の利用料は無償化されます。これに加え、認可外保育施設等の取扱いについては、現在、検討を進めているところです。

1 2 保育の必要性のない子供が幼稚園や認定こども園以外の幼児教育を目的とする施設を利用する場合、無償化の対象となるのですか。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、今回の幼児教育無償化については、幼稚園、認可保育所、認定こども園を基本とし、待機児童など認可保育所に入れない子供がいることに鑑み、「保育の必要性」がある場合には、認可外保育施設等を利用する子供についても無償化の対象とすることとされました。

一方、お尋ねのような施設は、地域の子どもの受け皿として自治体や地域ごとに独自の特色を持ち発展してきたものであり、自治体の実態を踏まえて独自の支援を行っている事例もあると認識しています。

13 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は、3歳になった日からですか。3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。

現行制度では、幼稚園において、3歳になったその日から幼稚園を利用することができます。一方、保育所において、年度途中で3歳になった子供は引き続き2歳児クラスに通い、翌年度（4月）から、3歳児クラスに通います（保育料も、これに準じた料金を支払います）。

このように、年度途中で3歳になった幼児の扱いが施設間で異なりますので、無償化を実施するにあたって、その扱い等を特段変更しない方向で、現在検討を進めています。

一方、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等については、保育所等との公平性の観点から、翌年度（4月）から無償化の対象とすることも含め、現在検討を進めています。

なお、6歳の誕生日とともに無償化の対象から外れることはありません。

（認可外保育施設における無償化の対象範囲）

14 児童福祉法の規定に基づく届出がなされていない施設は無償化の対象となりますか。

児童福祉法上、保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、届け出なければならないこととされており、無償化の対象となる施設は、当該届出がなされていることが前提となります。

なお、これまで届出義務の対象外とされていた事業所内保育施設については、新たに届出義務の対象とする予定であり、同様に届出がなされることで、無償化の対象となります。

15 認可外保育施設は、届出がなされていれば、指導監督基準を満たしていなくても無償化の対象となりますか。

無償化の対象施設となるためには、届出がなされ、かつ、指導監督の基準を満たすことが必要です。

ただし、施設設備等の基準を満たすためには一定の時間を要するところから、5年間の経過措置として、指導監督基準を満たさない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設けます。

16 認可外保育施設について、5年間の経過措置期間中における無償化の要件は何もないのですか。質を担保する必要があるのではないですか。

5年間の経過措置期間はあるものの、認可外保育施設の質の担保は無償化に当たっての重要な課題と考えています。

認可外保育施設については、適正な保育内容や保育環境を確保するため、国において指導監督基準を定めており、都道府県等に原則年1回以上の立入検査を行うよう求めています。5年間の経過措置期間に関わらず、指導監督基準に適合していない施設については、認可外保育施設に対する指導監督権限を持つ都道府県等が指導、助言を行うことにより改善を図っていただくことが重要です。

国としても、指導監督基準の遵守状況等に関して指導・助言を行う「巡回支援指導員」の都道府県へ配置を支援するとともに、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化します。

さらに、認可外保育施設の保育の質の確保・向上に向けて、自治体のご意見も踏まえながら、指導監督基準の見直し等を含め、必要な対応を検討していきます。

17 ベビーシッターの無償化については、何の基準もないのですか。質を担保する必要があるのではないですか。

認可外のベビーシッターについても、認可外保育施設としての届出が義務づけられており、また、居宅で実施される保育であること等を踏まえた指導監督基準により、都道府県知事等が指導をすることとしています。

一方で、現状としてベビーシッターへの立入調査を実施している自治体は必ずしも多くないと考えられることから、今般の無償化に当たり、保育の質の確保をするため、指導監督基準の見直し等を含め、必要な対応を検討していきます。

18 居住している自治体とは異なる自治体の認可外保育施設を利用した場合も無償化の対象となりますか。

保育の必要性の認定があり、認可保育所に入ることができない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している自治体とは異なる自治体の施設の利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）を上限として、無償化の対象となります。

19 認可外保育施設が無償化の対象となるためには、認可保育所等へ入園申し込みを行い、入園できなかったことが要件となるのですか。

認可外保育施設については、保育の必要性があると認定されることが必要ですが、その詳細については、現在、検討を進めているところです。

(無償化の上限額)

20 子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園と、新制度未移行の幼稚園では、無償化の上限額に違いはありますか。

子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園は、現状の1号利用者負担額（政令で定める上限額の範囲で市区町村が具体的な額を設定）の全額が無償化となります。

新制度に移行していない幼稚園の場合は、各園による自由価格であり、新制度の幼稚園との公平性の観点から、新制度における1号利用者負担額の上限である月額2.57万円を上限として無償となります。

21 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より安い場合、差額（例えば利用料が月額2万円の場合は5,700円）を他のサービスの無償化に利用することはできますか。

今般の幼児教育の無償化は、教育・保育の必要性に応じて個々人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしております。

このため、新制度未移行の幼稚園においては、「月額2.57万円分を無償化」するのではなく、「幼稚園の利用料を無償化する」という考え方に立って、新制度の幼稚園との公平性の観点から月額2.57万円という上限を設けているという考え方であるため、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。

22 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額（例えば、利用料が月額3万円の場合は、4,300円）は自己負担になりますか。

新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額は自己負担になります。

23 保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育を利用する場合、幼稚園の預かり保育の無償化の上限額はいくらですか。

認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）から、幼稚園利用料の無償化上限額（月額2.57万円）を差し引いた額（月額1.13万円）が預かり保育の無償化上限額となります。なお、利用量が少ない方については、実態に応じた支給とする予定ですが、詳細は検討中です。

24 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合（仮に月額1.7万円）、預かり保育の上限は月額1.13万円ですか。それとも月額2万円になりますか。

幼稚園保育料（教育本体部分）と預かり保育料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育の無償化上限額となります。なお、利用量が少ない方については、実態に応じた支給とする予定ですが、詳細は検討中です。

25 保育の必要性があると認定され、認可保育所等を利用できていない者が、一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、無償化の上限額はいくらですか。

認可保育所の利用者との公平性の観点から、3歳～5歳については、認可保育所における月額保育料の全国平均額である3.7万円、住民税非課税世帯の0歳～2歳児については4.2万円が無償化の上限額となります。

(支払方法)

26 子ども・子育て支援新制度の対象となる施設（幼稚園、保育所、認定子ども園等）を利用する者への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

現物給付とすることを想定しています。そのため、利用者は利用料を支払う必要がなくなります。

27 認可外保育施設を利用する者への無償化に係る費用の支払方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

認可外保育施設の利用者においては、複数の施設利用をする可能性もあることから、利用者の申請に基づき一括して清算することができる償還払いを想定しています。

なお、自治体の判断によって現物給付的に取り扱うことが可能かどうかについても、現在検討しています。

28 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する者への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

給付の方法については、現在検討中です。

29 子ども・子育て支援新制度の対象とならない新制度未移行の幼稚園を利用する者への無償化に係る費用の支払方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

現行の就園奨励費の支給事務の方法は市区町村によって様々であるため、今回の無償化にあたっては、現行の就園奨励費と同様に、償還払いにするか現物給付にするかなど、市区町村が実情に応じて柔軟に支給方法を判断できるようにすることを想定しています。

(その他)

30 幼児教育の無償化にあたって、国と地方の負担割合（とりわけ、公立施設、就園奨励費、認可外保育施設）はどのような割合とする予定ですか。また、公立施設の無償化について、国から財政支援があるのですか。

今般の幼児教育の無償化に当たり新たに無償化の対象範囲となる部分に要する財源については、消費税10%への引上げによる増収分（＝公費（国・地方））を活用することとしています。幼児教育の無償化に関する財政負担のあり方については、年末にかけての予算編成過程において決定されるものであると考えています。

(参考)

平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合（国1/3、市町村2/3）
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合（市町村10/10）。※地方交付税措置

31 子ども・子育て支援新制度における2019年度の保育料の算定については、10月からの無償化の開始に先立ち、9月にも実施しなければならないのですか。

2019年度の保育料の算定については、無償化の実施と合わせて10月に実施できるようにすべきという声があることを踏まえ、システム改修を含む事務負担、保護者にとっての公平感、市町村外の広域利用の実態といった観点から、現在、関係者の意見を聞きながら、対応を検討しております。

なお、2020年度以降については、現行通り、9月に行う方向で検討しています。

3 2 現在検討されている内容が明らかになるのはいつ頃ですか。

無償化の検討にあたっては予算や法制的な観点からの検討が必要であり、年末にかけての予算編成や来年の国会審議等の過程で検討中の内容が固まり次第、順次、地方自治体の皆様へ情報をお伝えしたいと考えております。